

第3次国分寺市文化振興計画（案）に対するパブリック・コメントの意見反映状況

○パブリック・コメントに対する意見について

意見の募集期間：令和6年12月19日（木）から令和7年1月20日（月）まで

意見をお寄せいただいた方の数：3（個人3）

お寄せいただいた意見の数：8件

反映する意見の数：0件

（案）に反映済みの意見の数：3件

※反映状況について
 有：反映する意見
 無：反映しない意見
 済：（案）に反映済みの意見

No.	項目	いただいた意見の概要	市の考え方	反映状況
1	計画全体	なぜ文化振興計画なのか。「芸術」を入れない理由を記載して欲しい。理由が条例によるものならば条例の見直しが必要ではないか。	国分寺市文化振興条例第7条では、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市文化振興計画を策定しなければならないと定めており、本計画も条例に基づいた名称を用いています。また、2頁でお示した通り、同条例では国分寺市における「文化」の定義を広く捉え、「芸術」も「文化」の中に含まれるとの基本的な考えを示しています。条例の改正等については、社会情勢、国や東京都の動向を注視しつつ、必要に応じて検討します。	済
2	【P6】 II 国分寺市の 特徴	平成28年のアンケートと令和5年のアンケートを比較すると全体的にポイントが落ちており、なぜ、落ちたのか、どうすれば良かったのか、という報告を追記してほしい。	令和5年度に実施した文化振興に関する市民意識調査によれば、文化芸術活動の実施低下について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を一つの要因としています。本計画では紙面の都合で割愛していますが、詳細な報告書は市のホームページに掲載（ページ番号1031992）しています。	無
3	【p14】 IV 施策の展 開	はぐくむ、広める、つなぐ、に関して国分寺で行っているぶんぶんうおーくや、こくぶんじカレッジとの関連性などコミュニティスクールの推進といったワードが見られなかった。	本計画は、1頁で示している文化芸術の主な対象の振興や、4つのまちのあるべき姿の実現に向けた施策の推進を定めるものです。また国分寺市文化振興条例第3条第2項では「文化の振興に当たっては、文化の振興に関する活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。」と定めており、本計画の主な事業は個人の活動への影響を考慮し、基本的に文化芸術に関する市の主催事業を対象としています。いただいたご意見については、参考として関連部署間で共有させていただきます。	無
4	【p14】 IV 施策の展 開	国分寺市には、旧石器時代や縄文時代の貴重な遺跡や遺物がたくさんある。それらを身近に感じ、親しめるように、講座や街歩きなどのイベントなどを開催して欲しい。歴史に関する図書資料、街歩き地図など充実したものを刊行して欲しい。 平和の灯、国立博物館に展示の縄文土器についてもアピールが必要なのではないか。	国分寺市の特徴として、旧石器時代から近世にかけて人々が生活した痕跡である遺跡が多く残されていることが挙げられます。本計画の施策にも記載している通り、文化芸術を振興する上で、文化財への理解を深めることは重要であると認識しています。いただいたご意見については、参考として関連部署間で共有させていただきます。	無

No.	項目	いただいた意見の概要	市の考え方	反映状況
5	【p16】 IV 施策の展開	内容的に文化芸術、芸術文化、社会文化、環境文化を網羅してとは思えない。	本計画では、あるべきまちの姿について第2次計画の「歴史文化」「芸術文化」「環境文化」「社会文化」の4つの文化的側面の考え方を継承し、関連する事業や取組についてできるだけ網羅し、内容ごとに整理しています。4つのあるべきまちの姿の実現に向け、歴史的文化遺産の保存・活用、芸術活動への参加、鑑賞環境の向上、自然環境の保全や文化的都市景観の形成、交流の促進や多様な価値観の理解促進等の取組を進めていきます。	済
6	【p16】 IV 施策の展開	文化施設的环境整備は現在ある施設の活用だけでなく、新たな施設を考慮してもらいたい。1000名ほどのホールと、国分寺の多くの文化財を広く展示し後世に残すための博物館を併設した、文化の拠点となる総合文化施設を強く望む。	施設整備につきましては、公共施設等マネジメントの視点で全庁的な検討を進めておりますので、いただいたご意見は参考として関連部署間で共有させていただきます。	無
7	【p20】 IV 施策の展開	国分寺市国際協会の存在がなく、人権平和課や観光協会などの要素が薄いと感じる。また異世代交流事業とあるが、国分寺市の特徴を踏まえると新住民と旧住民との交流も踏まえてもらいたい。異世代についてはより福祉的な視点も必要だと思う。インクルーシブであったり必要事業がある。	平成29年に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との有機的な連携による推進が求められるようになり、市としても連携の重要性は認識しています。国分寺市国際協会やこくぶんじ観光まちづくり協会等の関係団体との連携については、社会状況の変化や市民ニーズ等も踏まえながら、計画を進めていく中で今後検討してまいります。また、住民間や異世代の交流についてのご意見は、参考として関連部署間で共有させていただきます。	無
8	【p31】 3 国分寺市文化振興市民会議	委員名簿を見ると、音楽や日本文化の方が多く見受けられる。p1の文化芸術の対象に基づき、様々な分野の方を委員に招くべき。今後のことや、次年度も同じような委員構成でいくのか記載して頂きたい。条例の見直しを含め、芸術に関する幅広い分野の専門家を起用し、より厚みのある行動計画になることを切望する。	国分寺市文化振興市民会議の委員任期は2年で、現在の任期については、令和8年11月27日までとなっております。会議は文化の振興に関する活動を行う者の自主性を尊重する観点により、幅広い分野の市民が参画できるよう市報等で広く周知し、公募によって選出された市民と、関連団体からの推薦を受けた者により組織しております。また、本計画の策定にあたっては、同会議のほか、学識経験者を含む国分寺市立いずみホール運営委員会、国分寺市文化団体連絡協議会にもヒアリングを行っており、引き続き、関連団体のご協力を得ながら計画を推進してまいります。	済